

協働のあり方に関する提言書

愛川町協働のあり方検討委員会

はじめに

愛川町協働のあり方検討委員会は、本町にふさわしい協働のあり方や進め方についての基本的な方針を検討するため、公募による町民等、公益活動に実績のある者、専門的識見を有する者及び町職員からなる17名の委員により設置されました。

平成23年7月26日の第1回会議から平成23年10月27日の第5回会議まで開催し、本町の現状と課題、協働の基本理念や方向性、具体的な施策等について、委員がそれぞれの思いを込めて意見交換を行いました。

この提言書は、5回にわたり意見交換を行った成果をまとめたものです。

第5次愛川町総合計画で掲げる「確かな未来を拓く協働のまちづくり」の推進に向けて、当検討委員会の提言が十分に活かされることを願います。

平成23年10月27日

愛川町協働のあり方検討委員会
委員長 椎野 修平

目 次

はじめに	1
1 協働のあり方を検討する背景	3
2 協働を進めるうえでの留意点	3
3 協働を推進するための方策	5
4 愛川町らしい協働事業の実施について	6
5 検討委員会を終えて（各委員の想い）	8
<資料1> 愛川町協働のあり方検討委員会設置要綱	14
<資料2> 愛川町協働のあり方検討委員会委員名簿	15
<資料3> 愛川町協働のあり方検討委員会開催経過	16

1 協働のあり方を検討する背景

愛川町では、平成16年9月1日に施行した愛川町自治基本条例において、「町民等及び町民公益活動団体との協働（第24条）」と「町民公益活動の支援（第26条）」を掲げています。

その具体的な推進を図るために「愛川町町民公益活動に係る支援指針」を策定し、平成19年3月に町民活動サポートセンターを開設するとともに、平成20年度からは「あいかわ町民活動応援事業」をスタートさせています。

また、第5次愛川町総合計画では、将来都市像を「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」と位置付け、「住民と行政の協働の推進（第6部第1章）」を図ることとしています。

そして、施策の取組みの方向として、「提案型協働事業など新たな協働の仕組みについての研究」が掲げられています。

愛川町では、町民公益活動団体、自治会・町内会、商工会、企業など多様な主体がまちづくりの担い手として活発な活動を行っています。協働のまちづくりを推進するためには、こうした活動主体と行政がより良い関係にあることが不可欠です。

本検討委員会では、総合計画が目指す「住民と行政の協働」を具体的な施策として展開するために必要となる、「本町にふさわしい協働のあり方や進め方についての基本的な方針」について検討を行ったものです。

2 協働を進めるうえでの留意点

協働とは、異なる主体が同じ目的に向かって協力して働くことですが、それぞれが異なる背景を有していますので、協働を進めるためには次のような点に留意する必要があります。

(1) 相互理解

行政や町民公益活動団体、自治会・町内会、企業などは、それぞれ特性が異なるため事業に対する考え方や相互のシステム、ルールなどに違いがあります。

まずは、両者の信頼関係を構築する必要がありますが、そのためにはコミュニケーションを図る機会を増やすなど、相互理解に努める必要があります。

(2) 目的の共有

協働は目的ではなく、課題を解決するための手段です。

協働するうえでは、「何のために」「誰のために」という目的意識を相互に共有することが重要となります。

そして、両者による十分な協議を通じて、適切な責任分担や役割分担について確認する必要があります。

(3) 対等性の確保

地域の課題を解決していくためには、町と町民公益活動団体等が日頃からより良い関係にあることが重要です。

そのためには、一方が主体で他方が従属するような関係ではなく、お互いが対等の関係にあることを認識し、信頼と協力関係を築く必要があります。

(4) 自主性・自立性の尊重

町民公益活動団体等には、課題に対して弾力的に対応できるなどの長所がありますが、この長所を活かすためには町民公益活動団体等の自主性を尊重することが重要です。

また、町と町民公益活動団体等がそれぞれの特性や立場を活かして、主体的に課題に取り組んでいくためには、相互依存に陥ることなく、両者が常に自立した存在であることを認識する必要があります。

(5) 相乗効果

町と町民公益活動団体等には、それぞれが持つ経営資源や得意な分野が

あります。お互いが強みを活かし合うことにより、個別に取り組む以上の成果（相乗効果）が得られるような仕組みを作る必要があります。

3 協働を推進するための方策

愛川町において協働を推進させていくための方策について、次のとおり提案します。

(1) 協働文化の醸成

協働を推進するためには、町民や町職員が協働についての理解を深めて、愛川町に協働の文化を醸成する必要があります。

そのため、町職員に対しては研修の実施などにより意識改革を図り、町民に対しては意識啓発のための講演会などを開催することが有効だと考えます。

(具体的な方策)

- ◇ 行政職員に対する研修の充実
- ◇ 協働の理解を促進する講演会等の開催
- ◇ 協働を啓発するための広報活動の充実

(2) 町民公益活動のための環境整備

平成19年3月に町民活動サポートセンターが開設されて以来、ここを拠点として活動する団体が数多く見られるようになりました。

住民と行政の協働を推進するためには、こうした団体の活動を評価し、その活動基盤の強化と団体間の連携を促進することが重要となります。

そのため、町民活動応援事業の見直しを含めた財政的な支援策の充実やネットワーク化の推進を検討する必要があります。

また、積極的に情報を共有するとともに、地域コミュニティ組織の活性化にも努める必要があります。

(具体的な方策)

- ◇ 町民活動応援事業の見直しによる財政的支援の充実
- ◇ ネットワーク化の推進

- ◇ 行政情報の積極的な提供
- ◇ 情報を共有するシステムの活性化
- ◇ 自治会活動等への積極的な支援

(3) 協働事業を推進するための制度化

協働事業を推進するためには、町民公益活動団体等から協働事業を提案できる仕組みを構築するとともに、協働推進班の機能を強化することや協働の成果を検証する仕組みを整備する必要があります。

また、可能なものは試行などの方法で早期に協働事業を実施することにより、その過程の中で、協働の原則や手法についての理解を深めることができると考えます。

(具体的な方策)

- ◇ 協働マニュアル等の作成
- ◇ 提案型協働事業の制度化
- ◇ アダプト制度の構築
- ◇ 協働を推進する組織と成果を検証する仕組みの整備
- ◇ 協働事業を実施する過程での協働の浸透

4 愛川町らしい協働事業の実施について

今後、愛川町らしい協働事業として、次の事業に重点的に取り組むことが望ましいと考えます。

(1) 中津川流域をテーマとした協働事業

中津川流域は、ほっとする空間として町内外の人々に親しまれていますが、河川管理者が県であることや法的な課題もあることから、十分な活用が図られておらず、さらに河川敷へのゴミの不法投棄や樹林化の進行など環境が悪化しているのが実情です。

地域の貴重な資源である中津川をテーマに、憩いの場の整備や体験型観光の推進、河川環境の改善などを図るためには、河川管理者である県を含めて町と町民公益活動団体、自治会・町内会、商工会などが協働して、実効性のある事業に取り組む必要があると考えます。

(2) 防災をテーマとした協働事業

近年、日本各地で甚大な被害をもたらす自然災害が多発していますが、愛川町でも大規模な地震や豪雨に見舞われる可能性があることを否定できません。

町と町民公益活動団体、自治会・町内会、消防団などが協働して、防災ボランティアなどを養成する事業に取り組むなど、万一の大災害に備える必要があると考えます。

(3) 特産品づくりをテーマとした協働事業

宮ヶ瀬ダム周辺には毎年多くの観光客が訪れますが、愛川町には特産品が少ないため、商工観光業の活性化にほとんど繋がらない状況となっています。

町と町民公益活動団体、商工会、商店会、農協などが協働して、魅力ある特産品づくりに取り組むことにより、これまで町を通り過ぎていた観光客が新たな消費者となっただけのようにする必要があると考えます。

(4) 地域福祉の推進をテーマとした協働事業

愛川町では、福祉ニーズの増大・多様化が急速に進んでいますが、これに行政だけで対応することは困難な状況となっています。

小さな子どもから高齢者まで、障害のある人もない人もすべての住民が地域で支え合うためには、町と町民公益活動団体、自治会・町内会、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの様々な活動主体が協働して、地域福祉を推進する仕組みを作る必要があると考えます。

5 検討委員会を終えて（各委員の想い）

< 佐藤 憲司 委員 >

私は、自治会の役員をしていますが、自治会の活動も協働を進める上で大切です。地域住民が参加できる行事を計画し実施していますが、ライフスタイルの多様化と言うか、参加者は町内会の役員中心の行事となることが多いです。

検討会期間中の10月9日に実施された愛川町議会議員選挙においては、身近な選挙にもかかわらず結果は48.96%の投票率。4年前に比べ5.62ポイント低下している。これは協働の推進の基本である住民参加の取り組みから言えば半数以上の住民が行政に関心を示していないと思うと残念です。

私はこの検討委員会の議論で、「中津川をテーマとした町づくり」が愛川町にふさわしい協働と思い賛同します。町の資源を活かした観光で町外から来た観光客に、楽しんでもらい特産品等も買ってもらう。町はそれを地域活性化に向けて取り組んでいくことが、愛川町らしい協働事業ではないかと思っています。

< 諏訪部 勲 委員 >

愛川町第5次総合計画の中に「協働」の文字が見えたとき、これだと思い、サポートセンターの壁に総合計画の要約版を拡大コピーし、協働の文字を太い線で囲い、壁に貼り出しました。以来、人に合う毎に、これからは協働が課題であること、団体がネットワークを組むことが必要であると訴えてきました。幸い中津川を環境をよくしようという団体のメンバーに巡り合い、「まちづくりネットワーク中津川」をつくることになりました。

経済成長もピークを過ぎ、高齢化、少子化、また温暖化による災害の多発、更に地震活動期を迎えた日本は、これまで通り、行政に言えば何でも実現できると思うことは無理になってきました。必要なことを必要なレベルで経済的に実施するためには、住民の判断と具体的な参加が必要だと思います。

これまで4年間、スタッフ・運営委員としてサポートセンターに係わって来たことは、私の協働の理解に大変役立っています。

< 大野 遼 委員 >

- ① 愛川町は、町民活動との連携、協働を目指し、行政推進課を設置、5年前にサポートセンター事業をスタートして、大きな成果を挙げた。このサポートセンター登録団体がまちづくり懇談会を開催したことがきっかけで、愛川

町の行政や行政区、森林組合、ボランティア住民団体等諸団体と連携して中津川流域の観光文化の振興を模索する「まちづくりネットワーク中津川」が誕生した。今後、サポートセンター登録団体を通して「福祉のまちづくり懇談会」等さまざまな課題の住民協働団体が設置されることが予想される。行政推進課を「協働推進課」と衣替えして体制、予算を充実させ、サポートセンターの議論を通して設置される住民協働団体をそれぞれのテーマで活動する協働のパートナーとし、住民からのさまざまな要望、提案に応えられる体制をとって欲しい。

② 協働の想いを込めて第5次愛川町総合計画に対してパブリックコメントを提案した。誠実に対応して欲しい。

③ できれば、「提言書」に下記項目を追加してほしかった。

(5) 愛川町らしい文化芸術のまちづくりをテーマとした協働事業

愛川町は、「文化の時代」と言われた昭和50年代以降、全国各地で取り組まれた文化芸術のまちづくりを行政と住民が携えて取り組む時期を経ることが無かった。歴史文化を含め、愛川町らしい文化芸術のまちづくりに行政と住民が協働することが必要だ。

また愛川町文化会館は、地域の文化芸術の土壌を耕す地域の文化拠点であり、予算執行のあり方、事業や運営のあり方を施設管理重視から住民の利用を応援する運営へ改善する議論が必要になっている。

< 山口 勇一 委員 >

住みよい町づくりは町民すべての願いである。地場産業の衰退、農地の無秩序転用や荒廃化、観光客の素通現象、自治会加入率の低下や空家屋の増加等々、何れも愛川町が直面している深刻な課題である。一方で、町の活性化の手立てとして鉄道、温泉、企業誘致、道の駅等が語られているが、資金の充ては明確でなく、採算の見通もない。

足元を見つめ、地域に眠っている資源を見出し、これを切り札に住民や企業、地域の団体が連携し、地元の元気力で資源の価値化を推進していけば、地域の環境改善が進み、住民に希望と活力が高まり、明るく住みよいふる里づくりに繋がるものと思う。

例えば、半原の街並みや中津川、仏果山、三増峠等の景観、繊維会館や郷土資料館の活用、放棄農地活用の農業体験、竹材・間伐材の付加価値化、一地区一品自慢のコンテスト等は、そこに住む人の思いと知恵が生き、エコツーリズム観光にも繋がり、町活性化のターニングポイントになりうる。

< 萩原 庸元 委員 >

7月より5回にわたり「本町に相応しい協働のあり方について」基本的な方針を検討してまいりました。

会議進行の中、数多く「協働に相応しい事業」の提案があり、特に本町に相応しいテーマについて協議した結果、

- 中津川流域をテーマとした協働事業
- 防災をテーマとした協働事業
- 特産品づくりをテーマとした協働事業に加え、「福祉をテーマとした協働事業」についても議題に取り上げる等、多くの意見や提案が慎重に論議され、町と町民等の協働の施策など、新たな協働の考え方に基づき「協働のあり方検討委員会」の狙いの下に、会議が進行できたことは大変意義のある委員会であったと評価しております。

尚、委員会の議題にも取り上げられた、19年度に終了した町長公約事業「町民アイデアまちづくり事業」についても精査し「あいかわ町民活動応援事業」に受け入れ体制の検討を頂きますよう付け加えさせていただき、協働のあり方検討委員会のまとめと致します。

< 小野澤 秀子 委員 >

たいへん耳ごちの良い“協働”ということばですが、本当にこの検討で良いのか疑問です。名ばかりの検討では意味がありません。町内の各団体の一つにまとめ核を作り、一步でも半歩でも前進し、実行に移すことが大切だと思います。そのために、目に見えない“壁”を取り壊し、本当の協働に賛同し、ピラミッド型の検討ではなく、丸（和）の型、“つなぐ協働”が必要だと思います。そのためにも、絵に描いた餅にならないことを願います。

< 小島 昭吾 委員 >

6年前「愛づくりスクール」で学び、半原交番に町内の防犯痴漢事故対策を伺った際、警察官より一方的に疑われ情報は得られず、情報が町民に伝わらない事を実感する。又、愛づくりスクールメンバーより、障害者などへの対応や行政主導の決めごとへの不満を聞いたり、地道なボランティア活動を継続している方々を知り、地域住民に情報を発信して町民のボランティア力、能力を行政と共有し安心して住みよい街にしたいと思った。

当時の区長は、夜間1人で区内の防犯灯を点検し、無灯電灯をなくし夜間の痴漢事例も無くした。蛍光灯の取替え作業を地区住民が進んで実施すれば、経費削減につながることになる。又、宮沢沿いの両向地区で4名の住民が沢を塞いだ倒木や竹木をボランティアで整理する。下流では数百万の補助金、上

流では0補助。規模が小さくても、町民が共に働き共に気付く街づくりをしていきたい。

こんな思いが協働を進めていく自分の原点となりました。

< 石井 靖子 委員 >

協働を推進するために

- ① ボランティア団体の連携が必要
愛川町で、個々に活動している多くのボランティア団体を網羅し、情報交換や連携することにより、効果的な協働が生まれる可能性がある。
- ② ボランティア団体・協働の活動のPR
ボランティア活動（協働）に熱心に取り組む人、まるで関心のない人の二極化の状態なので、活動と成果を多くの町民にPRし周知することにより、活動が広がる。
- ③ 行政の資金援助と助言・働きかけが必要
「町民アイデアまちづくり事業」のように、町からの資金援助により大きな成果が上がった事業が多かった。その後の活動状況等チェックし見守り、PRするなど事業の改善と、行政がフォローをすることにより活動の継続と発展がはかられ協働の基盤が強化される。
- ④ 行政の中に協働の部署を新設する。
前述の①②③を進めるには、専門の部署が必要となる。まずは相談と推進の窓口を設け、適切に速やかに行動に移せる人材確保が先決である。

< 片岡 由美 委員 >

すでにボランティア活動をしている方としていない方との間では、「協働」に対する認識に差があると思います。すでに活動している方がより活動しやすい環境を整えることは大切だと思いますが、まちづくりは行政がやればいい、と考える方をどれだけ取り込んでいけるかも重要だと思います。私を含めた町民皆さんが「私は何をしてもらえるか」「私にどんなメリットがあるか」ではなく、「私にはどんな貢献ができるか」「私の得意なことをどう活かせるか」という意識を持って、一步を踏み出せたらいいなと思います。

協働を進める過程では、それぞれの組織の特性や考え方の違いから、衝突したり、理解し合えなかつたりすることもあるでしょうし、ときには立ち止まったり、後退してしまったりすることもあると思います。すぐに良い結果が出なくても、5年後、10年後、「みんなで住みよい町を作る努力をした」「私も貢献した」という気持ちを共有できたらいいですね。

< 中村 健二 委員 >

協働は、住民と行政がコミュニケーションを図り、お互いを良く知り、理解し合うことから始まるものだと思います。

本町では、自治基本条例のもと、町民公益活動の財政的支援や環境整備に努め、新たな公益活動団体の設立や公益団体間の連携などが図られてきましたが一方では、住民と行政のコミュニケーションの機会が不十分であった課題も挙げられます。

協働事業は多種多様であり、住民皆さんの思いに応えるには、行政が一つになり庁内全体で検討できる組織づくりや住民と行政が気軽に話し合える場を設けることが重要であると感じました。

今後は私自身、行政職員の一員として事業を進めていく中で、協働を念頭に取り組んでいきたいと思っています。

< 皆川 とく江 委員 >

今から16年ほど前「地域の中に高齢者が気軽に集まれる居場所を創りたい。一緒に考えてほしい。」といったお話をいただいた。何度か打ち合わせを行い、地域の中の公民館において月1回ほど集まる機会を持った。また、子育て中のお母さんたちから「日ごろの育児を語れる場所を持ちたい。」とのお話をいただいた。当時は保健師として健康づくりの一環としてかかわり行動してきた。一人ひとりができること、行政でしかできないことを整理し事業展開してきたと思う。

少しずつ、行政職員も住民も変わってきた気がする。すみよい街は行政だけでできるものでもないし、住民だけで頑張れるものでもない。愛川町に住んで良かったと思える街づくりのために、住民の方々とともに話し合い、考え、行動できる関係づくりを築けたらと願っている。

< 青木 文子 委員 >

町民の多様なニーズを把握して課題解決を行うためには、画一的な手法では難しい側面があると思います。そこで「協働」の必要性が言われてきたものと考えます。特に福祉、その中でも子育て支援の分野においては行政の力だけでは及ばないため、より当事者に近い人や団体の支援が重要となります。行政の施策だけでは地域の問題が解決できないのは、行政がやればやるほど町民が行政のサービスに依存的になってしまうこと、町民がお互いに助け合う気持ちが希薄になるからだと思います。行政は、町民や各種団体と協働して課題解決を図ることで、今まで以上の効果と満足度を高めることができると思います。そして何よりも、町民が継続して地域の中で支え合えるしくみ

を作ることにつながっていくのではないのでしょうか。そのためには、今回の「協働のあり方検討委員会の提言」を踏まえ、職員及び町民の方々に共通理解していただくことが一番の課題ではないかと思います。

< 城 所 浩 章 委 員 >

本検討会では、愛川町にふさわしい協働のあり方や進め方について検討を重ね、その成果が提言書としてかたちになったものですが、提言書に掲げられている4つの具体的な協働事業は、愛川町の特性や特徴、また、町の持つ強みと弱みが反映されたものであり、まさに愛川町にふさわしい、愛川町らしい協働事業であると思います。

今後は、この提言を活かした様々な協働事業が展開され、町民だれもが誇りと愛着を感じる住み良い「まちづくり」が進展し、ひいては町外に愛川町の歴史や文化など、「愛川町の魅力」を広く発信していくことが出来ればすばらしいことだと思います。

< 中 島 孝 祥 委 員 >

町に協働文化をつくるには何をすべきか。町に関係する誰もが協働事業に参加でき、推進できるような環境づくりや組織づくり、協働して働くのは人であり、そこには常に安全で安心して事業が取り組めるような環境が必要であることから、町らしい協働事業の一つとして防災をテーマとした協働事業に取り組むことが望ましいと考えられたものと感じています。

防災をテーマとした事業は、人の「命」に直接関係するととても重要なテーマではありますが、表にはでない裏方的な様相を秘めていることや、地震などはいつ来るかわからないという不透明なこともあり、危機感が時間経過と比例して薄れて行くため、協働を考える上で防災意識をいかに持続させ高揚させて事業に取り組むことが、大きなポイントになるのではないかと考えております。この検討委員会で示された基本的な方針を基礎として、担当分野での協働事業を展開したいと考えております。

愛川町協働のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 住民と行政による協働のまちづくりの推進を目指し、本町にふさわしい協働のあり方や進め方についての基本的な方針を検討するため、愛川町協働のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働のあり方及び方向性に関すること。
- (2) 協働の進め方に関すること。
- (3) 協働を推進するための方策に関すること。
- (4) その他協働のまちづくりの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による町民等 6人
- (2) 公益活動に実績のある者 4人
- (3) 専門的識見を有する者 1人
- (4) 町職員 6人

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から前条各号に掲げる事項の検討が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、専門的識見を有する者をもって充て、副委員長は、委員長の指名によるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、委員相互の自由な意見交換を基本として進める。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告等)

第6条 委員会は、第2条の所掌事項の検討結果を町長に報告するとともに、町長に対して意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

<資料2>

愛川町協働のあり方検討委員会委員名簿

(敬称略)

NO	氏名	区分	
1	佐藤 憲司	公募	
2	諏訪部 勲	公募	
3	大野 遼	公募	
4	佐藤 茂	公募	町議会議員当選に伴い10月14日付退任
5	玉利 優	公募	町議会議員当選に伴い10月14日付退任
6	山口 勇一	公募	
7	萩原 庸元	公益活動	前区長会長
8	小野澤 秀子	公益活動	愛甲商工会女性部長
9	小島 昭吾	公益活動	愛川シニアボランティアグループ「あシボ」
10	石井 靖子	公益活動	録音ボランティアグループ「かえでの会」
11	椎野 修平	専門的識見	元かながわ県民活動サポートセンターサポート部長
12	片岡 由美	町職員	総務部総務課主幹
13	中村 健二	町職員	総務部税務課主幹
14	皆川 とく江	町職員	民生部福祉支援課技幹
15	青木 文子	町職員	民生部子育て支援課再任用職員（元専任技幹）
16	城所 浩章	町職員	環境経済部環境課主幹
17	中島 孝祥	町職員	消防本部消防防災課主幹

※区分欄中、「公募」は公募による町民、「公益活動」は公益活動に実績のある者、「専門的識見」は専門的識見を有する者をいう。

愛川町協働のあり方検討委員会開催経過

【開催経過】

回	開催日	主な協議内容
第1回	7月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置要綱について ・委員長及び副委員長の選任について ・本町の協働の取組み状況について ・検討スケジュールについて ・講演 ― 協働について ― (講師：椎野修平委員長)
第2回	8月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・本町にふさわしい協働についての意見交換 ・県下先進市町村の協働事業取組み状況等について
第3回	9月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議における委員意見の整理について ・協働のあり方の方針、方策等について
第4回	10月11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議までの委員意見の整理について ・報告書(提言書)の内容について
第5回	10月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のあり方に関する提言書について ・提言書の提出について